

水道の検針を再開します

【問合せ】

南魚沼市上下水道料金センター

☎7888-0220

積雪のため休止していた検針を再開します。冬期間に概算でお支払いいただいた料金を精算し、精算内容を6月中旬に「冬期精算通知書」でお知らせします。

冬期概算制度

積雪のある冬期（12月～4月）の料金を、前年の実績などに基づいて設定した概算料金で支払っていただき、5月の検針結果で精算する制度です。

使用水量が多い場合は

「上下水道使用量のお知らせ」に記載した水量は、12月～5月の使用量から12月～4月の冬期間の認定水量を差し引いた使用量です。利用人数の増加などの理由がなく使用水量が不自然に多い場合は、漏水の可能性があります。水道メーターをご確認ください。

料金の減免制度

水道メーターから蛇口までは、使用者の管理です。メーターが回った分は、理由を問わず支払っていただくことが原則です。ただし、善良な管理を行っていたにもかかわらず破

損や故障が生じ、やむを得ない漏水があった場合は、料金の一部を減免します。

必要書類

減免申請書、市指定給水装置工事事業者の修理証明、修理前後の写真、修理か所の図面

減免とならない事例

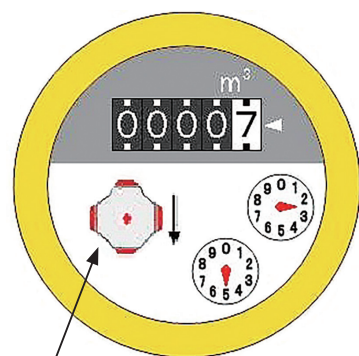
・不注意による流しっぱなし、凍結などの一般的に想定できる原因による漏水、容易に管理ができる露出した配管からの漏水など、管理の不備が認められる場合

・市指定給水装置工事事業者以外が修繕した場合

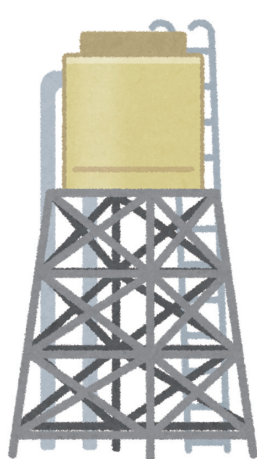
漏水の確認方法

- ①すべての蛇口を閉めて、水道を使用していない状態にする。
- ②メーターボックスを開け、水道メーターのパイロットマークを確認する。
- ③パイロットマークが少しでも回っていれば漏水です。

水道メーター



パイロットマーク



漏水の場合は、市指定給水装置工事業者に連絡して、修理を依頼してください。修理費は自己負担です。メーターボックスの適切な管理を、車庫などによる破損や沈下を防護する、上に物を置かない、近くに犬をつながないなど、検針ができる状態を保ってください。

貯水槽の衛生管理

【問合せ】水道課 水道工務班

☎7744-3141

水道水を貯水槽に貯めて、建物の利用者に供給する施設を貯水槽給水施設といいます。貯水槽から蛇口までの管理は設置者が責任をもって行わなければなりません。安心・安全な水を供給できるよう、適切な管理をお願いします。

詳しくは、市ウェブサイト（「貯水槽の衛生管理」で検索）をご覧ください。

犬・猫の飼い方教室

【問合せ・申込み】

新潟県動物愛護センター

☎0258-21-5501

犬のしつけ方、猫と楽しく暮らすための知恵などをわかりやすく説明します。獣医師が、飼い方などに関する相談に応じます。

期日

犬の飼い方・しつけ教室

7月11日(土)・8月16日(日)・10月11日(日)・

令和3年2月14日(日)

猫の飼い方教室・お悩み相談

6月13日(土)・7月5日(日)・10月24日(土)・12月20日(日)・

令和3年2月28日(日)

※5月の教室は中止になりました。

都合のよい日のみ参加可

時間 開催日ごとにお問い合わせください。

会場 新潟県動物愛護センター

費用 無料

定員 40人

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可

※屋内での講義となるため、犬・猫の同伴は不可